保医発0305第2号 平成24年3月5日

地方厚生(支)局医療課長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第76号)の公布に伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」(平成24年厚生労働省告示第77号)が公布され、平成24年4月1日より適用されることとなったところであるが、保険医療機関からの届出を受理する際には、下記の事項に留意の上、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮を願いたい。

なお、従前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)は、平成24年3月31日限り廃止する。

記

### 第1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正後の「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)に定めるものの他、下記のとおりとし、下記の施設基準を歯科診療について適合する場合にあっては、必要に応じて、当該基準中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えて適用するものとする。

- 1 初・再診料の施設基準等は別添1のとおりとする。
- 2 入院基本料等の施設基準等は別添2のとおりとする。
- 3 入院基本料等加算の施設基準等は別添3のとおりとする。

- 4 特定入院料の施設基準等は別添4のとおりとする。
- 5 短期滞在手術基本料の施設基準等は別添5のとおりとする。
- 6 基本診療料の施設基準等及び本通知において規定する診療科については、医療法施行令(昭和23年政令第326号)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定に基づき、当該診療科名に他の事項を組み合わせて標榜する場合も含むものであること。
- 7 診療等に要する書面等は別添6のとおりである。

なお、当該書面による様式として示しているものは、参考として示しているものであり、示している事項が全て記載されている様式であれば、別添6の様式と同じでなくても差し支えないものであること。

また、当該様式の作成や保存方法等にあたっては、医師事務作業の負担軽減等の観点から各保 険医療機関において工夫されたい。

### 第2 届出に関する手続き

- 1 基本診療料の施設基準等に係る届出に際しては、特に規定のある場合を除き、当該保険医療機 関単位で行うものであること。
- 2 「基本診療料の施設基準等」の各号に掲げる施設基準に係る届出を行おうとする保険医療機関の開設者は、当該保険医療機関の所在地の地方厚生(支)局長に対して、別添7の当該施設基準に係る届出書(届出書添付書類を含む。以下同じ。)を正副2通提出するものであること。なお、国立高度専門医療研究センター等で内部で権限の委任が行われているときは、病院の管理者が届出書を提出しても差し支えない。
- 3 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料の施設基準等」及び本通知の第1 に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又 は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。 なお、この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1か月以内 (提出者の補正に要する期間は除く。)とするものであること。
- 4 届出に当たっては、当該届出に係る基準について、特に規定する場合を除き、届出前1か月の 実績を有していること。ただし、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急入院料及び精神科救 急・合併症入院料の施設基準については届出前4か月、回復期リハビリテーション病棟入院料1 及び回復期リハビリテーション病棟入院料2の施設基準については届出前6か月の実績を有して いること。なお、特に規定するものの他、単なる名称変更、移転等で実体的に開設者及び従事者 に変更がないと考えられるものについては実績を要しない。
- 5 基本診療料の施設基準等に係る届出を行う保険医療機関が、次のいずれかに該当する場合にあっては当該届出の受理は行わないものであること。
  - (1) 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがある保険医療機関である場合。
  - (2) 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)に違反したことがある保険 医療機関である場合。
  - (3) 地方厚生(支)局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法(平成18年厚生労働省告示

第104号)に該当している保険医療機関である場合。

- (4) 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(以下「高齢者医療確保法」という。)第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合。なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成12年5月31日保発第105号厚生省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。
- 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本 に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するもので あること。なお、入院基本料等区分があるものについては、区分も付して通知すること。

夜間・早朝等加算	(夜朝)	第	号
時間外対応加算1	(時間外1)	第	号
時間外対応加算 2	(時間外2)	第	号
時間外対応加算 3	(時間外3)	第	号
明細書発行体制等加算	(明細)	第	号
地域歯科診療支援病院歯科初診料	(病初診)	第	号
歯科外来診療環境体制加算	(外来環)	第	号
歯科診療特別対応連携加算	(歯特連)	第	号
一般病棟入院基本料	(一般入院)	第	号
療養病棟入院基本料	(療養入院)	第	号
結核病棟入院基本料	(結核入院)	第	号
精神病棟入院基本料	(精神入院)	第	号
特定機能病院入院基本料	(特定入院)	第	号
専門病院入院基本料	(専門入院)	第	号
障害者施設等入院基本料	(障害入院)	第	号
有床診療所入院基本料	(診入院)	第	号
有床診療所療養病床入院基本料	(診療養入院)	第	号
総合入院体制加算	(総合加算)	第	号
臨床研修病院入院診療加算	(臨床研修)	第	号
救急医療管理加算	(救急加算)	第	号
超急性期脳卒中加算	(超急性期)	第	号
妊産婦緊急搬送入院加算	(妊産婦)	第	号
診療録管理体制加算	(診療録)	第	号
医師事務作業補助体制加算	(事務補助)	第	号
急性期看護補助体制加算	(急性看補)	第	号
特殊疾患入院施設管理加算	(特施)	第	号
看護配置加算	(看配)	第	号
看護補助加算	(看補)	第	号

療養環境加算	(療)	第	뭉
重症者等療養環境特別加算	(重)	第	号
療養病棟療養環境加算1	(療養1)	第	号
療養病棟療養環境加算 2	(療養2)	第	号
療養病棟療養環境改善加算1	(療養改1)	第	号
療養病棟療養環境改善加算2	(療養改2)	第	号
診療所療養病床療養環境加算	(診療養)	第	号
診療所療養病床療養環境改善加算	(診療養改)	第	号
無菌治療室管理加算1	(無菌1)	第	号
無菌治療室管理加算 2	(無菌 2)	第	号
重症皮膚潰瘍管理加算	(重皮潰)	第	号
緩和ケア診療加算	(緩診)	第	号
有床診療所緩和ケア診療加算	(診緩診)	第	号
精神科応急入院施設管理加算	(精応)	第	号
精神病棟入院時医学管理加算	(精入学)	第	号
精神科地域移行実施加算	(精移行)	第	号
精神科身体合併症管理加算	(精合併加算)	第	号
精神科リエゾンチーム加算	(精リエ)	第	号
強度行動障害入院医療管理加算	(強度行動)	第	号
重度アルコール依存症入院医療管理加算	(重アル)	第	号
摂食障害入院医療管理加算	(摂食障害)	第	号
がん診療連携拠点病院加算	(がん拠点)	第	号
栄養サポートチーム加算	(栄養チ)	第	号
医療安全対策加算	(医療安全)	第	号
感染防止対策加算1	(感染防止1)	第	号
感染防止対策加算 2	(感染防止2)	第	号
患者サポート体制充実加算	(患サポ)	第	号
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(褥瘡ケア)	第	号
ハイリスク妊娠管理加算	(ハイ妊娠)	第	号
ハイリスク分娩管理加算	(ハイ分娩)	第	号
退院調整加算	(退院)	第	号
新生児特定集中治療室退院調整加算	(新生児退院)	第	号
救急搬送患者地域連携紹介加算	(救急紹介)	第	号
救急搬送患者地域連携受入加算	(救急受入)	第	号
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	(精救急紹介)	第	号
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	(精救急受入)	第	号
総合評価加算	(総合評価)	第	号
呼吸ケアチーム加算	(呼吸チ)	第	号
後発医薬品使用体制加算1	(後発使1)	第	号
後発医薬品使用体制加算 2	(後発使2)	第	号

rin 4-t tal: 4-11 446 747 7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	() 古本本(	<i>^</i> ~	н
病棟薬剤業務実施加算	(病棟薬)	第	号口
データ提出加算	(データ提)	第	号
地域歯科診療支援病院入院加算	(地歯入院)	第	号
救命救急入院料 1			号
救命救急入院料 2	(救2)	第	号
救命救急入院料 3	(救3)		号
救命救急入院料 4		第	号
特定集中治療室管理料 1		第	号
特定集中治療室管理料 2	(集2)		号
ハイケアユニット入院医療管理料		第	号
脳卒中ケアユニット入院医療管理料		第	号
小児特定集中治療室管理料		第	号
新生児特定集中治療室管理料 1	, ,	第	号
新生児特定集中治療室管理料 2		第	号
総合周産期特定集中治療室管理料	(周)		号
新生児治療回復室入院医療管理料		第	号
一類感染症患者入院医療管理料		第	号
特殊疾患入院医療管理料	(特入)		号
小児入院医療管理料 1		第	号
小児入院医療管理料 2		第	号
小児入院医療管理料 3	(小入3)	第	号
小児入院医療管理料 4		第	号
小児入院医療管理料 5	(小入5)		号
回復期リハビリテーション病棟入院料 1	(回1)	第	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 2	(回2)	-	号
回復期リハビリテーション病棟入院料 3	(回3)	第	号
亜急性期入院医療管理料	(亜)	第	号
特殊疾患病棟入院料1	(特疾1)	第	号
特殊疾患病棟入院料 2	(特疾2)	第	号
緩和ケア病棟入院料	(緩)	第	号
精神科救急入院料	(精救)	第	号
精神科急性期治療病棟入院料1	(精急1)	第	号
精神科急性期治療病棟入院料 2	(精急2)	第	号
精神科救急・合併症入院料	(精合併)	第	号
児童・思春期精神科入院医療管理料	(児春入)	第	号
精神療養病棟入院料	(精療)	第	号
認知症治療病棟入院料1	(認治1)	第	号
認知症治療病棟入院料 2	(認治2)	第	号
特定一般病棟入院料1	(特般1)	第	号
特定一般病棟入院料 2	(特般 2)	第	号

短期滞在手術基本料1

(短手1)第号

短期滞在手術基本料2

(短手2)第号

- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成24年4月14日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。
- 8 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するものであること。

#### 第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。(病床数の著しい増減とは、病棟数の変更や、病棟の種別ごとの病床数に対して1割以上の病床数の増減があった場合等のことであるが、これに該当しない病床数の変更の場合であっても、病床数の増減により届出の基準を満たさなくなった場合には、当然、変更の届出は必要である。)

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

- (1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (2) 医師と患者の比率については、暦月で3か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動
  - ア 医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている 場合

当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から1を減じた数以上である範囲

イ 「基本診療料の施設基準等」第五の二の(1)のイの(1)のイの(1)のイの(2)のイの(2)のの(2)のイの(3)の場合

常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に100分の10を乗じて得た数から1を減じた数以上

- (3) 1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (4) 医療法上の許可病床数(感染症病床を除く。)が100床未満の病院及び特別入院基本料 (7対1特別入院基本料及び10対1特別入院基本料を除く。)を算定する保険医療機関にあっては、1日に当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- (5) 算定要件中の該当患者の割合については、暦月で3か月を超えない期間の1割以内の一時

的な変動。

- (6) 算定要件中の紹介率及び逆紹介率については、暦月で3か月間の一時的な変動。
- (7) 亜急性期入院医療管理料の算定要件中の他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合 については、3か月間(暦月)の平均実績が6割未満とならない範囲の一時的な変動。
- 2 1による変更の届出は、1のただし書の場合を除き、届出の内容と異なった事情が生じた日の 属する月の翌月に速やかに行うこと。その場合においては、変更の届出を行った日の属する月の 翌月(変更の届出について、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理された場合には当 該月の1日)から変更後の入院基本料等を算定すること。ただし、面積要件や常勤職員の配置要 件のみの変更の場合など月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準の場合には、当 該施設基準を満たさなくなった日の属する月に速やかに変更の届出を行い、当該変更の届出を行 った日の属する月の翌月から変更後の入院基本料等を算定すること。
- 3 届出を受理した保険医療機関については、適時調査を行い(原則として年1回、受理後6か月 以内を目途)、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の 適正を期するものであること。
- 4 基本診療料の施設基準等に適合しないことが判明し、所要の指導の上なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には当該保険医療機関の開設者に弁明を行う機会を与えるものとすること。
- 5 届出を行った保険医療機関は、毎年7月1日現在で届出書の記載事項について報告を行うものであること。
- 6 地方厚生(支)局においては、届出を受理した後、当該届出事項に関する情報を都道府県に提供し、相互に協力するよう努めるものとすること。
- 7 届出事項については、被保険者等の便宜に供するため、地方厚生(支)局において閲覧(ホームページへの掲載等を含む。)に供するとともに、当該届出事項を適宜とりまとめて、保険者等に提供するよう努めるものとする。また、保険医療機関においても、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)の規定に基づき、院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導をするものであること。

### (掲示例)

(1) 入院患者数42人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料を算定している病 院の例

「当病棟では、1日に13人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時~夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 夕方17時~深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時~朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- (2) 有床診療所入院基本料1を算定している診療所の例 「当診療所には、看護職員が7人以上勤務しています。」

### 第4 経過措置等

1 第2及び第3の規定にかかわらず、平成24年3月31日現在において入院基本料等の届出が受理

されている保険医療機関については、次の取扱いとする。

平成24年3月31日において現に表1及び表2に掲げる入院基本料等以外の入院基本料等を算定している保険医療機関であって、引き続き当該入院基本料等を算定する場合には、新たな届出を要しないが、平成24年4月以降の実績により、届出を行っている入院基本料等の施設基準等の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表1 新たに施設基準が創設されたことにより、平成24年4月以降において当該点数を算定する に当たり届出の必要なもの

時間外対応加算1

時間外対応加算3

- 一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算1 (10対1入院基本料に限る。)
- 一般病棟入院基本料の注6に掲げる看護必要度加算2 (10対1入院基本料に限る。)
- 一般病棟入院基本料の注7に掲げる一般病棟看護必要度評価加算(13対1入院基本料に限る。)
- 一般病棟入院基本料の注13に掲げる療養病棟入院基本料1 (13対1入院基本料又は15対1入院基本料に限る。) (平成24年10月1日以降に限る。)

特定機能病院入院基本料の注5に掲げる看護必要度加算1 (一般病棟の10対1入院基本料に限る。)

特定機能病院入院基本料の注 5 に掲げる看護必要度加算 2 (一般病棟の10対 1 入院基本料に限る。)

専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算1 (10対1入院基本料に限る。)

専門病院入院基本料の注3に掲げる看護必要度加算2(10対1入院基本料に限る。)

専門病院入院基本料の注4に掲げる一般病棟看護必要度評価加算(13対1入院基本料に限る。)

有床診療所入院基本料の注7に掲げる看取り加算

有床診療所入院基本料の注9に掲げる有床診療所療養病床入院基本料

有床診療所療養病床入院基本料の注7に掲げる看取り加算

有床診療所療養病床入院基本料の注9に掲げる有床診療所入院基本料

医師事務作業補助体制加算(精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科救 急・合併症入院料を算定する保険医療機関に限る。)

医師事務作業補助体制加算(30対1補助体制加算)

医師事務作業補助体制加算(40対1補助体制加算)

急性期看護補助体制加算(25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上))

急性期看護補助体制加算(25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満))

急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間50対1急性期看護補助体制加算

急性期看護補助体制加算の注2に掲げる夜間100対1急性期看護補助体制加算

急性期看護補助体制加算の注3に掲げる看護職員夜間配置加算

看護補助加算1 (13対1入院基本料を算定する病棟に限る。)

療養病棟療養環境改善加算1

療養病棟療養環境改善加算2

診療所療養病床療養環境改善加算

無菌治療室管理加算1

無菌治療室管理加算2

緩和ケア診療加算の注2 (別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)

有床診療所緩和ケア診療加算

精神科リエゾンチーム加算

栄養サポートチーム加算の注2 (別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)

感染防止対策加算1

感染防止対策加算2

感染防止対策加算の注2に掲げる感染防止対策地域連携加算

患者サポート体制充実加算

精神科救急搬送患者地域連携紹介加算

精神科救急搬送患者地域連携受入加算

病棟薬剤業務実施加算

データ提出加算1

データ提出加算2

小児特定集中治療室管理料

回復期リハビリテーション病棟入院料1

亜急性期入院医療管理料の注2 (別に厚生労働大臣が定める地域の保険医療機関の場合)

児童·思春期精神科入院医療管理料

精神療養病棟入院料の注4に掲げる重症者加算1 (平成25年3月31日以降に限る。)

精神療養病棟入院料の注5に掲げる退院調整加算

認知症治療病棟入院料注3に掲げる認知症夜間対応加算

特定一般病棟入院料1

特定一般病棟入院料2

特定一般病棟入院料の注7に掲げる加算

特定一般病棟入院料の注12に掲げる療養病棟入院基本料1

表2 施設基準の改正により、平成24年3月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であっても、平成24年4月以降において当該点数を算定するに当たり届出の必要なもの

入院基本料及び特定入院料(栄養管理体制経過措置)

- 一般病棟入院基本料(7対1入院基本料)
- 一般病棟入院基本料(7対1入院基本料(経過措置))
- 一般病棟入院基本料(平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)

特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。) (7対1入院基本料)

特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(7対1入院基本料(経過措置))

特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。) (平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)

専門病院入院基本料(7対1入院基本料)

専門病院入院基本料 (7対1入院基本料 (経過措置))

専門病院入院基本料(平成24年7月1日以降、10対1入院基本料を引き続き算定する場合に限る。)

新生児特定集中治療室退院調整加算

後発医薬品使用体制加算1

救命救急入院料1 (平成25年4月1日以降、救命救急入院料1を引き続き算定する場合に限る。)

救命救急入院料3 (平成25年4月1日以降、救命救急入院料1を引き続き算定する場合に限る。)

総合周産期特定集中治療室管理料

回復期リハビリテーション病棟入院料2(重症者回復病棟加算の届出を行っていない場合に限る。)

亜急性期入院医療管理料

認知症治療病棟入院料注2に掲げる退院調整加算

表3 診療報酬の算定項目の名称が変更されたが、平成24年3月31日において現に当該点数を 算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要でないもの

地域医療貢献加算	$\rightarrow$	時間外対応加算 2
障害者歯科医療連携加算	$\rightarrow$	歯科診療特別対応連携加算
慢性期病棟等退院調整加算1	$\rightarrow$	退院調整加算
慢性期病棟等退院調整加算 2	$\rightarrow$	退院調整加算
急性期病棟等退院調整加算	$\rightarrow$	退院調整加算
後発医薬品使用体制加算	$\rightarrow$	後発医薬品使用体制加算 2
回復期リハビリテーション病棟入院料1	$\rightarrow$	回復期リハビリテーション病棟入院料2
(重症患者回復病棟加算の届出を行ってい		
る場合に限る。)		
回復期リハビリテーション病棟入院料2	$\rightarrow$	回復期リハビリテーション病棟入院料3

- 2 精神病棟入院基本料の特別入院基本料の施設基準のうち「当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること」については、看護職員の確保が特に困難であると認められる保険医療機関であって、看護職員の確保に関する具体的な計画が定められているものについては、当該施設基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 基本診療料の施設基準等第十一の三、五、六、七の規定は、次の場合について、平成26年3月31日までの間に限り、医療区分2又は3の患者とみなす取扱いを規定したものであること。なお、いずれの場合においても、転棟、転院又は転換後に医療区分2又は3の患者とみなす患者は、平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料等を算定する病棟に入院していた重度の肢体不自由児(者)等の患者であって、平成20年4月1日から転棟、転院又は転換までの間に障害者施設等入院基本料等を算定する病棟に入院した重度の肢体不自由児(者)等の患者は該当しないものであること。
  - ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患療養病棟入院料1又は特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院していた重度の肢体不自由児(者)等の患者が療養病棟入院基本料を算定する病棟に平成22年3月31日までの間に転

#### 棟又は転院した場合

- イ 障害者施設等入院基本料等を算定している病棟を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換した場合(障害者施設等入院基本料等を算定している病棟を平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、療養病棟入院基本料を算定する病棟以外の病棟に転換した上で、その後療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換した場合を含む。)
- 4 基本診療料の施設基準等第十一の四の規定は、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1又は特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院していた別表第十二の患者であって、当該病棟を平成18年7月1日から平成20年3月31日までの間に療養病棟入院基本料を算定する病棟に転換し、医療区分2又は3の患者とみなされていた患者のうち、次の患者について、平成20年4月1日以降も、平成26年3月31日までの間に限り、引き続き医療区分2又は3の患者とみなすことを規定したものである。

平成20年3月31日において現に療養病棟入院基本料2の20対1配置病棟に入院している患者 (仮性球麻痺の患者を除く。) 栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画(別添6の別紙23又はこれに準じた様式とする。)を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。

- (5) 栄養管理計画には、栄養補給に関する事項(栄養補給量、補給方法、特別食の有無等)、 栄養食事相談に関する事項(入院時栄養食事指導、退院時の指導の計画等)、その他栄養管 理上の課題に関する事項、栄養状態の評価の間隔等を記載すること。また、当該計画書の写 しを診療録に貼付すること。
- (6) 当該患者について、栄養管理計画に基づいた栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的 に記録していること。
- (7) 当該患者の栄養状態を定期的に評価し、必要に応じて栄養管理計画を見直していること。
- (8) 特別入院基本料及び短期滞在手術基本料1を算定する場合は、(1)から(7)までの体制を 満たしていることが望ましい。
- (9) 当該保険医療機関において、(1)に係る基準が満たせなくなった場合、当該基準を満たさなくなった日の属する月を含む3か月間に限り、従前の入院基本料等を算定できる。
- (10) 平成24年3月31日において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の「診療報酬の算定方法」別表第2に規定する歯科点数表に掲げる栄養管理実施加算の届出を行っていない保険医療機関にあっては、平成26年3月31日までの間は、地方厚生(支)局長に届け出た場合に限り、(1)の基準を満たしているものとする。

### 第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

病院である保険医療機関の入院基本料等に関する施設基準は、「基本診療料の施設基準等」の他、 下記のとおりとする。

1 病棟の概念は、病院である保険医療機関の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟として取り扱うものとする。なお、高層建築等の場合であって、複数階(原則として二つの階)を1 病棟として認めることは差し支えないが、三つ以上の階を1病棟とすることは、2の(3)の要件を満たしている場合に限り、特例として認められるものであること。また、感染症病床が別棟にある場合は、隣接して看護を円滑に実施できる一般病棟に含めて1病棟とすることができる。

平均入院患者数が概ね30名程度以下の小規模な結核病棟を有する保険医療機関については、一般病棟(一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)、専門病院入院基本料又は障害者施設等入院基本料を算定する病棟)と結核病棟を併せて1看護単位とすることはできるが、看護配置基準が同じ入院基本料を算定する場合に限る。ただし、結核病床を構造上区分すること等医療法で規定する構造設備の基準は遵守するものとし、平均在院日数の計算に当たっては、一般病棟のみにより計算するものとし、一般病棟及び結核病棟が7対1入院基本料又は10対1入院基本料の届出を行う病棟である場合には、一般病棟及び結核病棟で別々に看護必要度の評価を行うものとする。

- 2 1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 1病棟当たりの病床数については、①効率的な看護管理、②夜間における適正な看護の確保、③当該病棟に係る建物等の構造の観点から、総合的に判断した上で決定されるものであり、原則として60床以下を標準とする。ただし、精神病棟については、70床まではやむを得ないものとする。

- (2) (1)の病床数の標準を上回っている場合については、①2以上の病棟に分割した場合には、 片方について1病棟として成り立たない、②建物構造上の事情で標準を満たすことが困難で ある、③近く建物の改築がなされることが確実である等、やむを得ない理由がある場合に限 り、認められるものであること。
- (3) 複数階で1病棟を構成する場合又は別棟にある感染症病床を含めて1病棟を構成する場合 についても上記(1)及び(2)と同様であるが、いわゆるサブナース・ステーションの設置や 看護要員の配置を工夫すること。
- 3 平均在院日数については次の点に留意すること。
  - (1) 平均在院日数を算出するに当たり対象となる入院患者は、保険診療に係る入院患者(「基本診療料の施設基準等」の別表第二に規定する入院患者を除く。)であること。
  - (2) 平均在院日数については、直近3か月間の数値を用いて別添6の別紙4により計算すること。なお、平均在院日数は小数点以下は切り上げること。
- 4 入院患者の数及び看護要員の数等については下記のとおりとする。
  - (1) 入院患者の数については、次の点に留意する。
    - ア 入院患者の数には、保険診療に係る入院患者のほか、正常の妊産婦、生母の入院に伴って入院した健康な新生児又は乳児、人間ドックなどの保険外診療の患者であって、看護要員を保険診療を担当する者と保険外診療を担当する者とに明確に区分できない場合の患者を含むものであること。なお、救急患者として受け入れ、処置室、手術室等において死亡した患者について入院料を算定する場合であっても、当該患者については、入院患者の数に計上しない。
    - イ 入院患者の数については、届出時の直近1年間(届出前1年から6か月の間に開設又は 増床を行った保険医療機関にあっては、直近6か月間とする。)の延入院患者数を延日数 で除して得た数とし、小数点以下は切り上げる。

なお、届出前6か月の間に開設又は増床した病棟を有する保険医療機関に係る入院患者の数の取扱いについては、便宜上、開設又は増床した病床数に対し、一般病棟にあっては一般病棟の病床数の80%、療養病棟にあっては療養病棟の病床数の90%、結核病棟にあっては結核病棟の病床数の80%、精神病棟にあっては精神病棟の病床数の100%を、実績の値に加えた数とする。

また、一般病棟に感染症病床がある場合は、届出時の直近1年間の入院患者数が0であっても、感染症病床数の5%をもって感染症病床に係る入院患者の数とすることができる。

- ウ 届出前1年の間に減床を行った保険医療機関については、減床後の実績が3か月以上ある場合は、減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数とする。なお、減床後から3か月未満の期間においては、減床後の入院患者数の見込みをもって届出を行うことができるものとするが、当該入院患者数が、減床後3か月の時点での減床後の延入院患者数を延日数で除して得た数を満たしていないことが判明したときは、当該届出は遡って無効となり、変更の届出を行わせること。
- エ 病棟単位で算定する特定入院料(区分番号「A317」に掲げる特定一般病棟入院料を除く。)、「基本診療料の施設基準等」の別表第三に規定する治療室、病室及び短期滞在 手術基本料1に係る回復室に入院中の患者については、入院患者の数から除く。
- (2) 看護要員の数については、次の点に留意する。

- 1 精神科身体合併症管理加算の施設基準
  - (1) 精神科を標榜する病院であって、当該病棟に専任の内科又は外科の医師が1名以上配置されていること。
  - (2) 区分番号「A103」精神病棟入院基本料(10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、区分番号「A104」特定機能病院入院基本料(精神病棟である7対1入院基本料、10対1入院基本料、13対1入院基本料及び15対1入院基本料に限る。)、区分番号「A311」精神科救急入院料、区分番号「A311-2」精神科急性期治療病棟入院料及び区分番号「A314」認知症治療病棟入院料のいずれかを算定している病棟であること。
  - (3) 必要に応じて患者の受入が可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携(他の保険医療機関を含む。)が確保されていること。
- 2 届出に関する事項

精神科身体合併症管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式31を用いること。

#### 第17 精神科リエゾンチーム加算

- 1 精神科リエゾンチーム加算の施設基準
  - (1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される精神医療に係る専門的知識を有した多職種からなるチーム(以下「精神科リエゾンチーム」という。)が設置されていること。ア 5年以上の勤務経験を有する専任の精神科の医師(他の保険医療機関を主たる勤務先とする精神科の医師が対診等により精神科リエゾンチームに参画してもよい。)
    - イ 精神科等の経験を5年以上有する、所定の研修を修了した専任の常勤の看護師
    - ウ 精神科病院又は一般病院での精神医療に3年以上の経験を有する専従の常勤薬剤師、常 勤作業療法士、常勤精神保健福祉士又は常勤臨床心理技術者のうち、いずれか1人。
  - (2) (1)のイに掲げる看護師は、精神看護関連領域に係る適切な研修を修了した者であること。 なお、ここでいう研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。
    - ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (6月以上かつ600時間以上の研修期間であって、修了証が交付されるもの)。
    - イ 精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修で あること。
    - ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。
      - (イ) 精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要
      - (ロ) 精神症状の病因・病態、治療
      - (ハ) 精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法
      - (二) 精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術
      - (ホ) 患者・家族の支援、関係調整
      - (へ) ケアの連携体制の構築(他職種・他機関との連携、社会資源の活用)
      - (ト) ストレスマネジメント
      - (チ) コンサルテーション方法
    - エ 実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むも

のであること。

- (3) 精神科リエゾンチームが設置されている保険医療機関の入院患者の精神状態や算定対象となる患者への診療方針などに係るカンファレンスが週1回程度開催されており、精神科リエゾンチームの構成員及び必要に応じて当該患者の診療を担当する医師、看護師などが参加していること。
- (4) 精神科リエゾンチームによる診療実施計画書や治療評価書には、精神症状等の重症度評価、 治療目標、治療計画等の内容を含んでいること。
- (5) 病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。当該体制については、第1の1の(5)と同様であること。
- (6) 精神科リエゾンチームによる当該診療を行った患者数や診療の回数等について記録していること。
- 2 届出に関する事項
  - (1) 精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式32を用いること。
  - (2) 精神科リエゾンチームの医師及び看護師等の勤務の態様(常勤・非常勤、専従・専任の別)及び勤務時間を、別添7の様式20を用いて提出すること。

### 第17の2 強度行動障害入院医療管理加算

- 1 強度行動障害入院医療管理加算の施設基準 次の各号のいずれかに該当する病棟であること。
  - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の4に規定する重症心身障害児施設又は同法 第7条第6項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大 臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。
  - (2) 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。
- 2 強度行動障害入院医療管理加算の対象患者

「基本診療料の施設基準等」における強度行動障害スコア、医療度判定スコアについては、別 添 6 の別紙14の 2 を参照のこと。

3 届出に関する事項

強度行動障害入院医療管理加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式32の2を用いること。

#### 第17の3 重度アルコール依存症入院医療管理加算

- 1 重度アルコール依存症入院医療管理加算の施設基準
  - (1) 精神科を標榜する保険医療機関であること。
  - (2) 当該保険医療機関に常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。
  - (3) 当該保険医療機関にアルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師1名以上及び研修 を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のうちのいずれか1名 以上が配置されていること。

研修については、以下の要件を満たすものであること。

ア 医師の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する医師 の養成を目的とした20時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。

### 第18 がん診療連携拠点病院加算

- 1 がん診療連携拠点病院加算に関する施設基準
  - (1) 「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日健発第0301001号厚生労働 省健康局長通知)に基づき、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。なお、キャン サーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。
  - (2) 保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。当該基準 については、第1の1の(10)と同様であること。
- 2 届出に関する事項
  - (1) がん診療連携拠点病院加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式33を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。
  - (2) 1の(2)の保険医療機関の屋内の禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

### 第19 栄養サポートチーム加算

- 1 栄養サポートチーム加算に関する施設基準
  - (1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される栄養管理に係るチーム(以下「栄養サポート チーム」という。)が設置されていること。また、以下のうちのいずれか1人は専従である こと。
    - ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師
    - イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師
    - ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師
    - エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤管理栄養士

なお、アからエのほか、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、 社会福祉士、言語聴覚士が配置されていることが望ましい。

注2に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される専任の栄養サポートチームが 設置されていること。

- ア 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師
- イ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤看護師
- ウ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤薬剤師
- エ 栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の管理栄養士
- (2) (1)のアにおける栄養管理に係る所定の研修とは、医療関係団体等が実施する栄養管理の ための専門的な知識・技術を有する医師の養成を目的とした10時間以上を要する研修である こと。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
  - ア 栄養不良がもたらす影響
  - イ 栄養評価法と栄養スクリーニング
  - ウ 栄養補給ルートの選択と栄養管理プランニング
  - エ 中心静脈栄養法の実施と合併症及びその対策
  - オ 末梢静脈栄養法の実施と合併症及びその対策

- カ 経腸栄養法の実施と合併症及びその対策
- キ 栄養サポートチームの運営方法と活動の実際
- (3) (1)のイ、ウ及びエにおける栄養管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。
  - ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。
  - イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成 を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
    - (イ) 栄養障害例の抽出・早期対応(スクリーニング法)
    - (ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
    - (ハ) 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘
    - (ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得
    - (ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
    - (へ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
    - (ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
    - (チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
    - (リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
    - (ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
    - (ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
    - (ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導
- (4) 当該保険医療機関において、栄養サポートチームが組織上明確に位置づけられていること。
- (5) 算定対象となる病棟の見やすい場所に栄養サポートチームによる診療が行われている旨の 掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。
- (6) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。当該体制については、第1の1の(5)と同様であること。
- 2 届出に関する事項

栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式34及び様式13の2を用いること。なお、当該加算の届出については実績を要しない。

また、毎年7月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2により届け出ること。

### 第20 医療安全対策加算

- 1 医療安全対策加算1に関する施設基準
  - (1) 医療安全管理体制に関する基準
    - ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催するものであること。
- (ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上 又は5日程度のものであること。
- (ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。
- イ 医療に係る安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)を設置している こと。
- ウ 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の具体的な業務内容が整備されている こと。
- エ 医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等のすべての部門の専任 の職員が配置されていること。
- オ 医療安全管理者が、安全管理のための委員会(以下「医療安全管理対策委員会」とい う。)と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる体制が整備されていること。
- カ 当該保険医療機関の見やすい場所に医療安全管理者等による相談及び支援が受けられる 旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供が行われていること。
- (2) 医療安全管理者の行う業務に関する事項
  - ア 安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価を行うこと。
  - イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安 全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進すること。
  - ウ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行うこと。
  - エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行うこと。
  - オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施すること。
  - カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切 に応じる体制を支援すること。
- (3) 医療安全管理部門が行う業務に関する基準
  - ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況及び評価結果を記録していること。
  - イ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数及び相談内 容、相談後の取扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録していること。
  - ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、 医療安全管理対策委員会の構成員及び必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加していること。
- 2 医療安全対策加算2に関する施設基準
  - (1) 医療安全管理体制に関する基準
    - ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤 師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう

適切な研修とは、1の(1)のアに掲げる研修である。

イ 1の(1)のイからカの基準を満たすこと。

- (2) 1の(2)及び(3)の基準を満たすこと。
- 3 届出に関する事項

医療安全対策加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35を用いること。

### 第21 感染防止対策加算

- 1 感染防止対策加算1の施設基準
  - (1) 感染防止に係る部門(以下「感染防止対策部門」という。)を設置していること。この場合において、第20の1(1)イに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
  - (2) (1)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。
    - ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)
    - イ 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任の 看護師。
    - ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
    - エ 3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師 アに定める医師又はイに定める看護師のうち1名は専従であること。

当該保険医療機関内に上記のアからエに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は区分番号「A234」に掲げる医療安全対策加算に規定する医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

- (3) (2)のイにおける感染管理に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。 ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。(6月以上かつ600時間以上の研修 期間で、修了証が交付されるもの)
  - イ 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
  - ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
    - (イ) 感染予防・管理システム
    - (ロ) 医療関連感染サーベイランス
    - (ハ) 感染防止技術
    - (二) 職業感染管理
    - (ホ) 感染管理指導
    - (へ) 感染管理相談
    - (ト) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について
- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者又は感染制御チームの具体的な業務内容が整備されていること。

- (5) (2)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布していること。なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。
- (6) (2)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (2)に掲げるチームにより、感染防止対策加算2に係る届出を行った医療機関と合同で、 少なくとも年4回程度、定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を 記録していること。
- (8) (2)に掲げるチームにより、感染防止対策加算2を算定する医療機関から、必要時に院内 感染対策に関する相談等を受けていること。
- (9) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制又は許可制の体制をとること。
- (10) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (11) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。
- (12) 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。
- 2 感染防止対策加算2の施設基準
  - (1) 当該保険医療機関の一般病床の数が300床以下を標準とする。
  - (2) 感染防止対策部門を設置していること。ただし、第20の1の(1)イに規定する医療安全 対策加算に係る医療安全管理部門をもって感染防止対策部門としても差し支えない。
  - (3) (2)に掲げる部門内に以下の構成員からなる感染制御チームを組織し、感染防止に係る日常業務を行うこと。
    - ア 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師(歯科医療を担当する保険医療機関にあっては、当該経験を有する専任の常勤歯科医師)
    - イ 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
    - ウ 3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
    - エ 3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師

当該保険医療機関内に上記のアからエまでに定める者のうち1名が院内感染管理者として配置されていること。なお、当該職員は第20の1の1(1)アに規定する医療安全対策加算に係る医療安全管理者とは兼任できないが、第2部通則7に規定する院内感染防止対策に掲げる業務は行うことができる。

- (4) 感染防止対策の業務指針及び院内感染管理者若しくは感染制御チームの具体的な業務内容 が整備されていること。
- (5) (3)に掲げるチームにより、最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせた標準予防策、感染経路別予防策、職業感染予防策、疾患別感染対策、洗浄・消毒・滅菌、抗菌薬適

正使用等の内容を盛り込んだ手順書(マニュアル)を作成し、各部署に配布していること。 なお、手順書は定期的に新しい知見を取り入れ改訂すること。

- (6) (3)に掲げるチームにより、職員を対象として、少なくとも年2回程度、定期的に院内感染対策に関する研修を行っていること。なお当該研修は別添2の第1の3の(5)に規定する安全管理の体制確保のための職員研修とは別に行うこと。
- (7) (3)に掲げるチームは、少なくとも年4回程度、感染防止対策加算1に係る届出を行った 医療機関が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること。な お、感染防止対策加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、全ての連携 している医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回程度参加し、合 わせて年4回以上参加していること。
- (8) 院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有すること。特に、特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制又は許可制の体制をとること。
- (9) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策に関する取組事項を掲示していること。
- (10) 公益財団法人日本医療機能評価機構等、第三者機関による評価を受けていることが望ましい。
- (11) 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。
- 3 感染防止対策地域連携加算の施設基準
  - (1) 感染防止対策加算1に係る届出を行っていること。
  - (2) 他の感染防止対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1 回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に相互に赴いて別添6の別紙24又はこれに準じた様式に基づく感染防止対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告すること。また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けていること。
- 4 届出に関する事項
  - (1) 感染防止対策加算1及び2の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の2を用いること。 なお、当該加算の届出については実績を要しない。
  - (2) 感染防止対策地域連携加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式35の3を用いること。 なお、当該加算の届出については実績を要しない。

### 第21の2 患者サポート体制充実加算

- 1 患者サポート体制充実加算に関する施設基準
  - (1) 当該保険医療機関内に患者又はその家族(以下「患者等」という。)からの疾病に関する 医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する窓口を設置している こと。
  - (2) (1)における当該窓口は専任の医師、看護師、薬剤師、社会福祉士又はその他医療有資格 者等が当該保険医療機関の標榜時間内において常時1名以上配置されており、患者等からの 相談に対して相談内容に応じた適切な職種が対応できる体制をとっている必要がある。なお、

る計画の成果を評価するため、別添7の様式13の2を届け出ること。

(2) 1の(7)の保険医療機関の屋内の禁煙の取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

### 第26の2 後発医薬品使用体制加算

- 1 後発医薬品使用体制加算の施設基準
  - (1) 病院では、薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・ 評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制が整備されてい ること。

有床診療所では、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制が整備されていること。

(2) 当該保険医療機関における全ての医薬品の採用品目数のうち、後発医薬品の採用品目数の 割合が、後発医薬品使用体制加算1にあっては30%以上、後発医薬品使用体制加算2にあっ ては20%以上30%未満であること。なお、採用品目数とは、当該保険医療機関において使用 することを決定し、購入又は備蓄している医薬品の薬価基準上の品目数をいう。

なお、後発医薬品の採用品目数の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」について」(平成24年3月5日保医発0305第14号)を参照すること。

- (3) 入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。
- (4) DPC対象病棟に入院している患者については、後発医薬品使用体制加算の対象から除外 すること。
- 2 届出に関する事項

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の3を用いること。なお、 当該加算の届出については実績を要しない。

### 第26の3 病棟薬剤業務実施加算

- 1 病棟薬剤業務実施加算の施設基準
  - (1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2人以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の 実施に必要な体制がとられていること。
  - (2) 病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟(区分番号「A 1 0 6」障害者施設等入院基本料又は特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟を除く。)に配置されていること。ただし、この場合において、複数の薬剤師が一の病棟において病棟薬剤業務を実施することを妨げない。

病棟の概念及び1病棟当たりの病床数に係る取扱いについては、別添2の第2の1及び2 によるものであること。

なお、病棟には手術室及び治療室は含まれないものであるが、手術室及び治療室において

- も、病棟薬剤業務の実施に努めること。また、特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟においても、病棟薬剤業務の実施に努めること。
- (3) 当該保険医療機関において、病棟専任の薬剤師による病棟薬剤業務の直近1か月の実施時間が合算して1週間につき20時間相当に満たない病棟(区分番号「A106」障害者施設等入院基本料又は特殊疾患病棟入院料等の特定入院料(病棟単位で行うものに限る。)を算定する病棟を除く。)があってはならないこと。
- (4) 病棟薬剤業務の実施時間には、薬剤管理指導料算定のための業務に要する時間は含まれないものであること。
- (5) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下「医薬品情報管理室」という。) を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されていること。
- (6) 医薬品情報管理室が、病棟専任の薬剤師を通じて、次のアからウまでに掲げる情報を積極 的に収集し、評価するとともに、一元的に管理し、当該情報及びその評価した結果について、 有効に活用されるよう分かりやすく工夫した上で、関係する医療従事者に速やかに周知して いること。
  - ア 当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況(使用患者数、使用量、投与日 数等を含む。)
  - イ 当該保険医療機関において発生した医薬品に係る副作用、ヒヤリハット、インシデント 等の情報
  - ウ 公的機関、医薬品製造販売業者、卸売販売業者、学術誌、医療機関外の医療従事者等外 部から入手した医薬品の有効性、安全性、品質、ヒヤリハット、インシデント等の情報 (後発医薬品に関するこれらの情報も含む。)
- (7) 医薬品安全性情報等((6)アからウまでに掲げるものをいう。以下同じ。)のうち、迅速な対応が必要となるものを把握した際に、電子媒体に保存された診療録、薬剤管理指導記録等の活用により、当該医薬品を処方した医師及び投与された患者(入院中の患者以外の患者を含む。)を速やかに特定でき、必要な措置を迅速に講じることができる体制を有していること。
- (8) 病棟専任の薬剤師と医薬品情報管理室の薬剤師が必要に応じカンファレンス等を行い、各病棟での問題点等の情報を共有するとともに、各薬剤師が病棟薬剤業務を実施するにつき必要な情報が提供されていること。
- (9) データベースの構築などにより医療従事者が、必要な時に医薬品情報管理室で管理している る医薬品安全性情報等を容易に入手できる体制を有していること。
- (10) 上記(6)から(9)までに規定する内容の具体的実施手順及び新たに入手した情報の重要度に応じて、安全管理委員会、薬事委員会等の迅速な開催、関連する医療従事者に対する周知方法等に関する手順が、あらかじめ「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書(医薬品業務手順書)」に定められており、それに従って必要な措置が実施されていること。
- (11) 病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。当該体制については、第1の1の(5)と同様であること。
- (12) 区分番号「B008」薬剤管理指導料に係る届出を行っていること。
- (13) 病棟専任の薬剤師の氏名が病棟内に掲示されていること。

#### 2 届出に関する事項

- (1) 病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の4を用いること。また、 毎年7月において、前年度における病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の 成果を評価するため、別添7の様式13の2により届け出ること。
- (2) 当該保険医療機関に勤務する薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従、 専任・非専任の別)及び勤務時間を別添7の様式20を用いて提出すること。
- (3) 調剤、医薬品情報管理、薬剤管理指導、在宅患者訪問薬剤管理指導又は病棟薬剤業務のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載する。
- (4) 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を提出すること。

### 第26の4 データ提出加算

#### 1 データ提出加算の施設基準

- (1) 区分番号「A 1 0 0」一般病棟入院基本料 (7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)、「A 1 0 4」特定機能病院入院基本料 (7対1一般病棟入院基本料及び10対1一般病棟入院基本料に限る。)、区分番号「A 1 0 5」専門病院入院基本料 (7対1入院基本料及び10対1入院基本料に限る。)のいずれかを算定している保険医療機関であること。
- (2) 区分番号「A 2 0 7」診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。なお、D P C 対象病院以外の病院にあっては、同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している保険医療機関でも差し支えない。
- (3) 標準レセプト電算処理マスターに対応したデータの提出を含め、厚生労働省が毎年実施する「DPC導入の影響評価に係る調査(特別調査を含む。)」に適切に参加できる体制を有すること。また、調査事務局と常時連絡可能な担当者を2名指定すること。
- (4) 「適切なコーディングに関する委員会」を設置し、年2回以上当該委員会を開催すること。 「適切なコーディングに関する委員会」とは、標準的な診断及び治療方法について院内で 周知を徹底し、適切なコーディング(適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定 をいう。)を行う体制を確保することを目的として設置するものとし、コーディングに関す る責任者の他に少なくとも診療部門に所属する医師、薬剤部門に所属する薬剤師及び診療録 情報を管理する部門又は診療報酬の請求事務を統括する部門に所属する診療記録管理者を構 成員とする委員会のことをいう。

なお、病院内の他の委員会において、目的及び構成員等が適切なコーディングに関する委員会の要件を満たしている場合には、当該委員会を適切なコーディングに関する委員会と見なすことができる。ただし、当該委員会の設置規定等に適切なコーディングに関する事項を明記し、適切なコーディングに関するテーマについて、年2回以上、委員会を開催しなければならない。

### 2 データ提出に関する事項

(1) 診療報酬改定後に当該改定に対応したDPCフォーマットデータの提出を行う時期は同年の7月以降とする(具体的なデータの提出手順及び期限等については調査実施説明資料を参照すること。)。ただし、平成24年度改定後における外来診療データの提出については同年10月以降とするため留意すること。

# 感染防止対策地域連携加算チェック項目表

評価基準

A: 適切に行われている、あるいは十分である B: 適切に行われているが改善が必要、あるいは十分ではない C: 不適切である、あるいは行われていない X: 判定不能(当該医療機関では実施の必要性がない項目、確認が行えない項目等)

計圖美地口:	中 月 口 計逥刈豕区掠饭岗	<u> </u>	
. = 4 + 1 + - 44 +			
A. 感染対策の組織		評価	コメント
1. 院内感染対策委員会	1)委員会が定期的に開催されている		
	2)病院長をはじめとする病院管理者が参加している		
	3)議事録が適切である		
2. 感染制御を実際に行う 組織(ICT)	1) 専任の院内感染管理者を配置、感染防止に係る部門を設置している		
※医師または看護師のうち 1人は専従であること	2)感染対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師がいる		
	3) 感染対策に5年以上の経験を有し、感染管理に関わる適切な研修を終了した専任看護師がいる		
	4)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の薬剤師がいる		
	5)3年以上の勤務経験を有し、感染対策に関わる専任の検査技師がいる		
B. ICT活動		評価	コメント
2. 10.7022		н і інч	7/21
1. 感染対策マニュアル	1)感染対策上必要な項目についてのマニュアルが整備されている		
	2)必要に応じて改定がなされている		
2. 教育	1)定期的に病院感染対策に関する講習会が開催されている		
	2)講習会に職員1名あたり年2回出席している		
	3)必要に応じて部署ごとの講習会や実習が行われている		
	4)全職員に対し院内感染について広報を行う手段がある		
	5)外部委託職員に教育を実施している(または適切に指導している)		
3. サーベイランスと インターベンション	1)部署を決めて必要なサーベイランスが行われている		
	2)サーベイランスデータを各部署にフィードバックしている		
	3)サーベイランスのデータに基づいて必要な介入を行っている		

=			
	4)アウトブレイクに介入している		
	5)検査室データが疫学的に集積され、介入の目安が定められている。		
4. 抗菌薬適正使用	1)抗菌薬の適正使用に関する監視・指導を行っている		
	2)抗MRSA薬の使用に関する監視・指導を行っている		
	3)抗菌薬の適正使用に関して病棟のラウンドを定期的に 行っている		
	4)抗MRSA薬やカルバペネム系抗菌薬などの広域抗菌薬に対して 使用制限や許可制を含めて使用状況を把握している		
5. コンサルテーション	1)病院感染対策に関するコンサルテーションを日常的に行っている		
	2)コンサルテーションの結果が記録され、院内感染対策に 活用されている		
	3)迅速にコンサルテーションを行うシステムが整っている		
6. 職業感染曝露の防止	1)職員のHBs抗体の有無を検査している		
	2)HB抗体陰性者にはワクチンを接種している		
	3)結核接触者検診にQFTを活用している		
	4)麻疹、風疹、ムンプス、水痘に関する職員の抗体価を把握し、必要に 応じてワクチン接種を勧奨している		
	5)針刺し、切創事例に対する対応、報告システムが整っている		
	6)安全装置付きの機材を導入している		
7. ICTラウンド	1)定期的なICTラウンドを実施している		
	2)感染対策の実施状況についてチェックを行っている		
	3)病棟のみならず、外来、中央診療部門等にもラウンドを行っている		
C. 外 来		評価	コメント
1. 外来患者の感染隔離	1)感染性の患者を早期に検出できる(ポスターなど)		
	2)感染性の患者に早期にマスクを着用させている		
	3) 感染性の患者とそれ以外の患者を分けて診療できる		
2. 外来診察室	1)診察室に手洗いの設備がある		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

_	B		
	2)各診察室に擦式速乾性手指消毒薬がある		
	3)各診察室に聴診器などの医療器具の表面を消毒できるアルコール 綿などがある		
3. 外来処置室	1)鋭利器材の廃棄容器が安全に管理されている (廃棄容器の蓋が開いていない、など)		
	2)鋭利器材の廃棄容器が処置を行う場所の近くに設置してある		
	3)検査検体が適切に保管してある		
4. 抗がん化学療法外来	1)薬剤の無菌調製が適切に実施されている		
	2)咳エチケットが確実に実施されている		
	3)患者および職員の手指衛生が適切に行われている		
D. 病 棟		評価	コメント
1. 病室	1)部屋ごとに手洗い場がある		
	2)床や廊下に物品が放置されていない		
	3)必要なコホーティングが行われている		
	4)隔離個室の医療器具は専用化されている		
	5)隔離個室には必要なPPEが準備されている		
	6)空調のメンテナンスが行われ、HEPA filterが定期的に交換 されている		
2. スタッフステーション	1)水道のシンク外周が擦拭され乾燥している		
	2)鋭利機材の廃棄容器が適切に管理されている		
	3)鋭利機材の廃棄容器が必要な場所に設置されている		
	4) 臨床検体の保存場所が整備されている		
3. 処置室	1)清潔区域と不潔区域を区別している		
	2)滅菌機材が適切に保管され、使用期限のチェックが 行われている		
	3)包交車が清潔と不潔のゾーニングがなされている		
	4) 包交車に不要な滅菌機材が積まれていない		

4. 薬剤の管理	1)清潔な状況下で輸液調整が実施されている		
	2)希釈調製したヘパリン液は室温に放置されていない		
	3)薬品保管庫の中が整理されている		
	4)薬剤の使用期限のチェックが行われている		
	5)薬剤開封後の使用期限の施設内基準を定めている		
	6)保冷庫の温度管理が適切になされている		
E. ICU		評価	コメント
1. 着衣および環境	1)入室時に手指衛生を実施している		
	2)処置者は半そでの着衣である		
	3)処置者は腕時計をはずしている		
	4)ベッド間隔に十分なスペースがある		
	5)手洗いや速乾式手指消毒薬が適切に配置されている		
F. 標準予防策		評価	コメント
	1)職員の手指消毒が適切である	評価	コメント
	1)職員の手指消毒が適切である 2)職員の手洗いの方法が適切である	評価	コメント
		評価	コメント
	2)職員の手洗いの方法が適切である	評価	コメント
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている	評価	コメント
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている	評価	コメント
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している	評価	コメント
1. 手洗い	2)職員の手洗いの方法が適切である 3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている 4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている 1)手袋を適切に使用している 2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある	評価	インド
<ol> <li>手洗い</li> <li>手袋</li> <li>個人防御具(PPE)</li> </ol>	2)職員の手洗いの方法が適切である  3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている  4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている  1)手袋を適切に使用している  2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある  1)必要なときにすぐ使えるように個人防御具(PPE)が整っている  2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使		
<ol> <li>手洗い</li> <li>手袋</li> <li>個人防御具(PPE)</li> </ol>	2)職員の手洗いの方法が適切である  3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている  4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている  1)手袋を適切に使用している  2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある  1)必要なときにすぐ使えるように個人防御具(PPE)が整っている  2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している	評価	コメント
F. 標準予防策  1. 手洗い  2. 手袋  3. 個人防御具(PPE)  G. 感染経路別予防策  1. 空気感染予防策	2)職員の手洗いの方法が適切である  3)手袋を着用する前後で手洗いを行っている  4)手指消毒実施の向上のための教育を継続的に行っている  1)手袋を適切に使用している  2)手袋を使用した後、廃棄する場所が近くにある  1)必要なときにすぐ使えるように個人防御具(PPE)が整っている  2)マスク、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、ガウンなどのPPEの使用基準、方法を職員が理解している		

	2)陰圧個室が整備されている		
	3)麻疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4)水痘発生時の対応マニュアルが整備されている*		
	5) N95マスクが常備してある		
2. 飛沫感染予防対策	1)インフルエンザ発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	2) 風疹発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	3)流行性耳下腺炎発症時の対応マニュアルが整備されている*		
	4) 可能ならば個室隔離としている		
	5)個室隔離が困難な場合、コホーティングしている		
	6)ベッド間隔が1メートル以上取られている		
	7)サージカルマスクの着用が入室前に可能である		
	8)飛沫感染対策が必要な患者であることが職員に周知されている		
3. 接触感染予防策	1)MRSAが検出された場合の対応マニュアルが整備されている*		
	2)手袋が適切に使用されている		
	3)必要なPPEが病室ごとに用意されている		
	4) 処置時にはディスポのエプロンを用いている		
	5)処置時必要な場合はマスクを着用している		
	6)必要な場合には保菌者のスクリーニングを行っている		
	7)シーツやリネン類の処理が適切である		
	*マニュアルの評価項目:連絡体制。感受性者サーベイランスの期間、範囲が明瞭である。ワクチンや γ-グロブリンの接種対象者が明確である。 消毒薬の選択と実施方法、接触感受性職員の就業制限が規定してある、 などを確認する		
H. 術後創感染予防		評価	コメント
	1)除毛は術直前に行っている		
	2)周術期抗菌薬がマニュアルで規定されている		

Ī			
	3)必要な場合、抗菌薬の術中追加投与が行われている		
	4) バンコマイシンをルーチンに使用していない(または使用基準がある)		
I. 医療器材の管理		評価	コメント
1. 尿道カテーテル	1)集尿バッグが膀胱より低い位置にあり、かつ床についていない		72.
	2) 閉塞や感染がなければ、留置カテーテルは定期的に交換しない		
	3)集尿バッグの尿の廃棄は、排尿口と集尿器を接触させない		
	4)尿の廃棄後は患者毎に未滅菌手袋を交換している		
	5)日常的に膀胱洗浄を施行していない		
	6)膀胱洗浄の際に抗菌薬や消毒薬をルーチンに局所に用いることはない		
2. 人工呼吸器	1)加湿器には滅菌水を使用している		
	2) 気管内吸引チューブはディスポのシングルユース又は 閉鎖式である		
	3) 定期的に口腔内清拭を行っている		
3. 血管内留置カテーテル	1)中心静脈カテーテル管理についてのマニュアルがある		
	2)中心静脈カテーテルの挿入はマキシマルバリアプリコーション (滅菌手袋、滅菌ガウン、マスク、帽子、大きな覆布)が行われている		
	3)高カロリー輸液製剤への薬剤の混入はクリーンベンチ内で行っている		
	4)輸液ラインやカテーテルの接続部の消毒には消毒用エタノールを用いている		
	5)ラインを確保した日付が確実に記載されている		
	6)ライン刺入部やカテ走行部の皮膚が観察できる状態で固定されている		
	7)末梢動脈血圧モニタリングにはディスポーザブルセットを 使用している		
J. 洗浄•消毒•滅菌		評価	コメント
1. 医療器具	1)病棟での一次洗浄、一次消毒が廃止されている(計画がある)		
	2)生物学的滅菌保証・化学的滅菌保証が適切に行われている		
	3)消毒薬の希釈方法、保存、交換が適切である		

	4)乾燥が適切に行われている		
2. 内視鏡	1)内視鏡洗浄・管理が中央化されている(計画がある)		
	2) 専任の内視鏡検査技師もしくは看護師が配置されている		
	3) 用手洗浄が適切に行われている		
	4) 管腔を有する内視鏡は消毒ごとにアルコールフラッシュを行っている		
	5)消毒薬のバリデーションが定期的に行われている		
	6)自動洗浄・消毒機の管理責任者がいる		
	7)自動洗浄・消毒機の液の交換が記録されている		
	8) 自動洗浄・消毒機のメインテナンスの期日が記録されている		
	9)内視鏡の保管が適切である		
	10)内視鏡の表面に損傷がない		
K. 医療廃棄物		評価	コメント
K. 医療廃棄物	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である	評価	コメント
K. 医療廃棄物	1)廃棄物の分別、梱包、表示が適切である 2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが 付いている	評価	コメント
K. 医療廃棄物	2)感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが	評価	コメント
K. 医療廃棄物	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが 付いている		
K. 医療廃棄物	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている	評価	コメント
	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている		
L. 微生物検査室	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている 3) 最終保管場所が整備されている 4) 廃棄物の処理過程が適切である		
L. 微生物検査室	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている  3) 最終保管場所が整備されている  4) 廃棄物の処理過程が適切である  1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている  2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が		
L. 微生物検査室	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている  3) 最終保管場所が整備されている  4) 廃棄物の処理過程が適切である  1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている  2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている		
L. 微生物検査室	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている  3) 最終保管場所が整備されている  4) 廃棄物の処理過程が適切である  1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている  2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている  3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている		
L. <b>微生物検査室</b> 1. 設備 • 機器	2) 感染性廃棄物の収納袋に適切なバイオハザードマークが付いている  3) 最終保管場所が整備されている  4) 廃棄物の処理過程が適切である  1) 安全キャビネット(クラス II 以上)を備えている  2) 安全キャビネットは定期点検(HEPAフィルターのチェック・交換等)が行われている  3) 菌株保存庫(冷凍庫等)は、カギを掛けている  4) 検査材料の一時保管場所が定められている		

3)抗酸菌検査、検体分離等は安全キャビネット内で行っている	
4)遠心操作は、安全装置付き遠心機を使用している	
5)感染性検査材料用輸送容器が準備されている	
6)廃棄容器にバイオハザードマークが表示されている	
7)感染防止のための手洗い対策が適正である	
8)感染性廃棄物が適正に処理されている	
9)関係者以外の立ち入りを制限している	

評価実施医療機関名:

(評価責任者名:

- ラエック項目について、当該医療機関の実情に合わせて適宜増減しても差し支えない。
   シ評価を受ける医療機関は、当日までに根拠となる書類等を準備しておくこと。
   評価を実施する医療機関は、コメント欄で内容を説明すること。特にB、C判定については、その理由を説明すること。
   評価を実施した医療機関は、できるだけ早期に本チェック項目表を完成させ、報告書として評価を受けた医療機関へ送付すること。また、評価を実施した医療機関は、報告書の写しを保管しておくこと。

### 様式32

## 精神科リエゾンチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 精神科リエゾンに係る専従チーム(□には、適合する場合「レ」を記入すること)

区 分	氏	名	常勤•非常 勤	研修受講
ア 精神科の医師				
イ 精神科等の経験を有する常勤看護師				
ウ 精神医療に経験を有するその他の者				
(薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、				
臨床心理技術者)				

### 2 精神症状の評価等に係るカンファレンス

開催頻度	1回当たり 平均所用時間数	構成メンバー及び 職種毎の参加人数	
回/週	概ねの分		

### 3 精神症状の評価等に係る回診

開催頻度		1日当たり 平均症例数		構成メンバー及び 職種毎の参加人数
	回/週	概ね	症例	

### 4 患者やチーム以外の医療従事者等からの相談に応じる体制

体制

- 1 「1」のアは精神科を主たる業務とした5年以上の経験が確認できる文書を添付すること。また、イは3年 以精神科等精神医療に係る看護に従事した経験を有し、精神科リエゾンに係る研修を修了していることが確認 できる文書を添付すること。その他の者については該当する職種に〇をし、3年以精神科等精神医療に従事し た経験を有していることが確認できる文書を添付すること。
- 2 「2」及び「3」については、当該医療機関において予定しているものについて記載することでよく、所用時間数、症例数については記載しない場合でも提出可能とする。
- 3 「4」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。
- 4 様式13の2「勤務医の負担軽減に対する体制」を添付すること。
- 5 精神科リエゾンに係る実施計画書及び治療評価書の写しを添付すること。
- 6 「1」の医師、看護師及び薬剤師等の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、様式20を添付すること。

### 栄養サポートチーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

### 1 基本情報

入院基本料の区分	看證	稼働病床数		
一般病棟入院基本料	□7対1入院基本料	□10対1入院基本料	床	
· 解X 内 作	□13対1入院基本料	□15対1入院基本料	床	
特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合)	□7対1入院基本料	□10対1入院基本料	床	
専門病院入院基本料	□7対1入院基本料	□10対1入院基本料	床	
等  ]	□13対1入院基本料		<i>I</i> *	
療養病棟入院基本料	□20対1入院基本料	□25対1入院基本料	床	

□ 注2に規定する点数を算定する場合

#### 2 栄養サポートチームに係る構成員

	区 分	氏 名	区 分
ア	栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤医師		専従•専任
1	栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤看護師		専従•専任
ゥ	栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤薬剤師		専従▪専任
ェ	栄養管理に係る所定の研修を修了した常勤管理栄養士		専従▪専任
オ	その他の栄養サポートチーム構成員(職種及び職種毎の人数を記載)		

### 3 栄養管理に係るカンファレンス

開催頻度	1回当たり 平均所要時間数	構成メンバー及び職種毎の参加人数
回/週	概ね 分	

#### 4 栄養管理に係る回診

開催頻度	1日当たり 平均症例数		構成メンバー及び職種毎の参加人数
回/週	概ね	症例	

5	患者	こ対で	ナる「	青報技	提供体制

保険医等からの相談に応じる体制	
体制	

### 7 他チームとの合同カンファレンスの実施状況

チ <b>ー</b> ム	開催頻度	構成メンバー
褥瘡対策チーム	概ね 回/月	
感染対策チーム	概ね 回/月	
緩和ケアチーム	概ね 回/月	
摂食・嚥下対策チーム	概ね 回/月	
その他( )チーム	概ね 回/月	

#### [記載上の注意]

6

- 2 3及び4については、当該医療機関において予定しているものについて記載することでよく、所要時間数、症例数につい ては記載しない場合でも提出可能とする。
- 3 「5」「6」「「0」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。 4 医療機関内に栄養サポートチーム以外のチームが位置づけられており、定期的にカンファレンスが行われている又は行われる予定の場合には、その頻度等について、記載すること。なお、当該項目については、届出にあたり必須ではない。
- 5 栄養サポートチームが、当該医療機関において組織上明確な位置づけにあることが確認できる文書を添付すること。
- 6 第三者機関による外部評価を受けている場合は、認定証等の写しを添付すること。
- 病院、一般病棟7対1入院基本料及び一般病棟10対1入院基本料を算定している病院を除く)の一般病棟において、算定
- 9 注2に規定する点数を算定する場合は、「2」のアからエについて、専従でなくても差し支えない。

## 医療安全対策加算の施設基準に係る届出書添付書類

- ア 医療安全対策加算1
- イ 医療安全対策加算2

	氏	名	勤務時間	職	種	専従▪専任
1   医療安全管理者 						

- 1 医療安全対策加算1又は医療安全対策加算2のいずれか届出を行うものをOで囲うこと。
- 2 医療安全管理者が、医療安全対策に係る適切な研修を終了していることが確認できる文書を添付すること。
- 3 医療安全管理者を2名以上配置する場合は、それぞれについて必要事項を記載すること。
- 4 医療安全管理部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。
- 5 医療安全管理部門の業務指針及び医療安全管理者の業務内容が明記された文書を添付すること。
- 6 「2」は、どのような情報提供方法をとっているかを簡潔に記載すること。

# 感染防止対策加算〔 〕に係る届出書添付書類

1 感染防止対策チーム(□には適合する場合「Ⅴ」を記入すること。)

	•								
区分			氏	名		専	従 • 専任	経験年数	研修
ア 感染症対策に3	3年以上の							年	
経験を有する専任の	)常勤医師							年	
イ 5年以上感染管	管理に従事							年	
した経験を有する看	護師							年	
区分				氏	名			勤務年	数
ウ 3年以上の病院勤務経	験をもつ感染防								年
止対策にかかわる専任の薬剤	師								年
エ 3年以上の病院勤務経験							年		
をもつ専任の臨床検								年	
2院内感染管理者									
	氏	名						職種	
3 抗菌薬適正使用の	ための方策								
4 連携保険医療機関	 名								
医療機関名	開設者	·名					所在地		

- 1 「1」のアに掲げる医師の感染症対策に係る3年以上の経験が確認できる文書、感染防止対策加算 1の届け出る場合は、イに掲げる看護師が、感染防止対策に係る適切な研修を修了していることが確 認できる文書を添付すること。
- 2 感染防止対策部門の設置及び組織上の位置付けが確認できる文書を添付すること。(医療安全対策加 算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 3 感染防止対策部門の業務指針及び院内感染管理者並びに院内感染防止対策チームの業務内容が明記 された文書を添付すること。(医療安全対策加算の医療安全対策部門と併せての添付でもよい。)
- 4 「3」は、院内の抗菌薬の適正使用を監視するにあたってどのような方策をとっているかを簡潔に 記載すること。
- 5 標準予防策等の内容を盛り込んだ手順書を添付すること。
- 6 「4」は、感染防止対策加算1を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算2を算定する医療機 関名を記載し、感染防止対策加算2を届け出る場合は、連携する感染防止対策加算1の医療機関名を 記載すること。

## 感染防止対策地域連携加算に係る届出書添付書類

1	届出保険医療機関が直接赴いて評価を実施する連携保険医療	継関タ
	用山外以后沿域内,但这处,人可叫《大池》 多是污水以后凉	及  大  口

医療機関名	開設者名	所在地

### 2 届出保険医療機関の評価を実施する連携保険医療機関名

医療機関名	開設者名	所在地

- 1 「1」には、感染防止対策地域連携加算に係る連携を行っている保険医療機関 のうち、当該保険医療機関が直接赴いて評価を実施する保険医療機関について 記載すること。
- 2 「2」には、感染防止対策地域連携加算に係る連携を行っている保険医療機関 のうち、当該保険医療機関の評価を実施する保険医療機関について記載するこ と。
- 3 「1」、「2」については、届出保険医療機関について予定されているものを記載することでよく、少なくとも年1回程度、実施されていればよい。ただし、 実施保険医療機関の変更があった場合には改めて届出を行うこと。

## 後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1.	届出に	係る	後発医薬品使用体制加算の区分(いずれかに〇を付す)	
	(	)	後発医薬品使用体制加算1(30%以上)	
	(	)	後発医薬品使用体制加算2(20%以上30%未満)	

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、
安全性、安定供給体
制等の情報を入手・
評価する手順

3. 医薬品の採用状況(平成 年 月 日時点)

① 全ての医薬品の採用品目数	
(2+3)	品目
② 後発医薬品の採用品目数	
	品目
③ 後発医薬品以外の採用品目数	
	品目
後発医薬品の採用割合	
(2/1)	%

### [記載上の注意]

- 1 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種 氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 2 後発医薬品の採用品目の一覧表(上表3の②に該当する品目の一覧表)及び 後発医薬品以外の採用品目の一覧表(上表3の③に該当する品目の一覧表)を 添付すること。

なお、採用品目とは、当該保険医療機関において使用することを決定し、購入又は備蓄している医薬品の薬価基準上の品目をいう。

また、上表3の②の後発医薬品の採用品目数及び③の後発医薬品以外の採用品目数を計算するに当たっては、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品について」平成24年3月5日(保医発0305第14号)を参照すること。

3 2の一覧表には、通し番号、品目名及び規格単位を記載し、日本工業規格A 列4番の用紙1枚当たり、50品目程度を目安に記載して添付すること。

## 病棟薬剤業務実施加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 病棟薬剤業務の実施体制

病棟名	当該病棟で算定している入院基本料	専任薬剤師の氏名

2	当該保険医療機関における医薬品の投薬及び注射の状況、副作用等の情報を把 し、収集した情報を関係する医療従事者に速やかに提供する方法	握
3	医薬品情報管理室の薬剤師と病棟薬剤業務を行う薬剤師の情報共有の方法	
4	医薬品情報管理室で管理している情報を医療従事者が容易に入手する方法	
5	迅速に適切な措置を講じることができる体制の概要	

- 1 「1」については、入院基本料(障害者施設等入院基本料を除く。)を算定しているすべての病棟の名称、算定している入院基本料及び専任の薬剤師の氏名 (複数の場合は全ての氏名)を記載すること。
- 2 別添7の様式20により当該保険医療機関に勤務する全ての薬剤師の名簿を併せて提出すること。なお、その場合には、医薬品情報管理室に配置されている常勤の薬剤師であることがわかるように備考欄に記載するとともに、その他の薬剤師についても、病棟薬剤業務(当該薬剤師が病棟専任の場合は、当該病棟名を含む。)、調剤、医薬品情報管理又は在宅患者訪問薬剤管理指導のいずれに従事しているかを(兼務の場合はその旨を)備考欄に記載すること。
- 3 「2」については、医薬品ごとの使用患者数、使用量、投与日数等の情報の把握方法及び発生した医薬品の副作用等の情報を積極的に収集するための体制について、具体的に記載するとともに、医薬品情報管理室から医療従事者に提供した情報の例を添付すること。
- 4 「3」については、共有する情報の内容及び情報共有の頻度についても記載すること。
- 5 「4」については、データベースの概要等、医療従事者が情報を容易に入手で きることが分かる資料を添付すること。
- 6 「5」については、重大な副作用等の情報を得た際に迅速な措置を講じるため の組織の体制及び情報伝達の流れが分かる資料を添付すること。
- 7 上記「2」から「5」に係る業務手順書を添付すること。
- 8 調剤所及び医薬品情報管理室の配置図及び平面図を添付すること。